

年 月 日

Fax.03-6438-0213 E-Mail:kigs@ken-lgs.co.jp

※FaxまたはE-Mail送信後の原本は下記迄ご郵送下さい。

ケン賃貸保証サービス株式会社 行

〒106-0031 東京都港区西麻布1-3-10

Tel.03-6438-0260

A. 賃貸保証契約の賃貸人地位移転通知

貴社と締結した賃貸保証契約(住宅用 第7条 / オフィス用 第14条)に従い、以下を通知します。

通知人 <変更発生前 賃貸人、発生後 前賃貸人>

住所

社名/氏名

代表者名

印

担当者

連絡先Tel

物件名				所在地				
対象貸室 (号室、棟) 計 室 多数の場合、 別紙申告可								
地位移転 発生日	年	月	日	保証契約 締結年月日	単独住戸	年	月	日
					複数(期間)(~	年	月	日)
地位移転 発生理由	<input type="checkbox"/> ①所有権・信託受益権の譲渡			<input type="checkbox"/> ②マスターリース契約の終了				
	<input type="checkbox"/> ③その他()							
新賃貸人名				所在地 / 住所				
担当者	部署名 氏名			連絡先	Tel.			
					Fax.			

* 地位移転に伴い、管理委託先の変更、代位弁済口座の変更等が発生する場合は、新賃貸人より弊社に、『B. 管理委託先等変更通知』をご提出頂き、手続きは完了致します。

《重要》 2020年4月以降に締結した「収納代行型」賃貸保証契約では、賃貸人の地位移転は有償となります。但し、一部例外あり。* 以下をご確認下さい。

賃貸保証契約 第8条(地位移転手続料)

- 本物件または本物件を含む複数住戸の賃貸人の地位が甲から第三者に移転した場合には、甲は、丙に対して、住戸数に関する次の各号の区別に従って、当該各号に定める地位移転手続料を支払うものとする。
 - 単独住戸の場合 10,000 円
 - 2 戸から5 戸の場合 20,000 円
 - 6 戸から9 戸の場合 30,000 円
 - 10 戸以上の場合 50,000 円
- 前項に定める地位移転手続料は、次の各号のいずれかに該当する場合には無償とする。
 - 地位移転が所有権移転によるもので、甲がその取引を株式会社ケン・コーポレーション(以下「ケン」という。)に媒介依頼していた場合
 - 甲が地位移転発生までに、ケンと本物件の賃貸仲介の専任媒介契約を締結していた場合
 - 甲が地位移転発生時に、ケンと本物件の賃貸住宅運営管理委託契約を締結していた場合
 - 甲が地位移転発生時に、ケン不動産リース株式会社またはアール・エー・アセット・マネジメント株式会社に本物件の貸主代理、PM業務等を委託していた場合
 - その他、丙の書面による事前の承諾があった場合